

三次市公告第177号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月15日

三次市長 福岡 誠志

<b>1 入札に付する事項</b>	
(案件129)	
(1) 設計番号	設計第8号
(2) 工事名	三次市東光保育所建替工事(電気設備工事)
(3) 施工場所	三次市四拾貫町 地内
(4) 完成工期	契約日から令和6年12月27日まで
(5) 工事内容	保育所電気設備工事 N=1.0式
(6) 予定価格	128,900,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
(7) 調査基準価格	本件は、低入札価格調査対象工事であり調査基準価格を定める。
<b>2 担当部署</b>	
子育て支援部子育て支援課	電話 0824-62-6147
<b>3 入札に参加する者に関する資格に関する事項</b>	
三次市一般競争入札事務要領(平成19年三次市告示第39号)第4条の規定によるほか、次の事項のいずれにも該当するものであること。	
(1) 市内に本社・本店を有するもの。	
(2) 市税、消費税及び地方消費税等を完納しているもの。	
(3) 令和5年度三次市建設工事入札参加資格者名簿(電気工事)に記載されているランクがAのもの。	
(4) 令和5年度・令和6年度建設工事入札参加資格申請提出時又は最新の経営規模等評価結果通知書による電気工事平均完成工事高が6000万円以上あるもの。	
(5) 国、都道府県又は市町村から電気工事で発注された建物新築又は建物改築に伴う電気設備工事の元請施工実績を有するもの。	
※この案件の公告日から開札日までの間のいずれの日においても三次市の指名除外措置の対象となっていないものを参加対象とします。	
<b>4 入札方法</b>	
本件入札は電子入札システムによる。(紙、ファクシミリ等による入札は認めない。)ただし、パソコンの不調等により電子入札ができない場合、所定の手続きをとり入札最終日午後4時までに総務部財政課契約係へ入札書及び工事内訳書をそれぞれ別封筒に入れ、割り印して提出すること。	

<b>5 入札等の日程</b>		
(1) 入札参加申請書類交付期間	令和5年9月15日(金)から 令和5年10月2日(月)まで	入札参加申請書類はホームページで入手するか、総務部財政課契約係で交付する。
(2) 仕様書閲覧期間	令和5年9月15日(金)から 令和5年10月4日(水)まで	三次市ホームページに掲載する。
(3) 質問受付期間	令和5年9月15日(金)から 令和5年9月29日(金)まで	メール等により受け付ける。回答は左記にかかわらず、随時、メール等にて行う。
(4) 入札参加申請書類提出期間	令和5年9月15日(金)から 令和5年10月2日(月)まで	総務部財政課契約係へ持参により提出すること。
(5) 参加資格審査結果通知	令和5年10月4日(水)	電子入札システムにより通知する。参加を否とした者には、メール等にて通知する。
(6) 入札	令和5年10月5日(木)から 令和5年10月6日(金)まで	電子入札システム
(7) 開札	令和5年10月10日(火)	電子入札システム
※上記は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。		
<b>6 入札参加申請書類</b>		
入札参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。【提出された申請書類は返却しない。】		
(1) 競争入札参加申請書	「3 入札に参加する者に関する資格に関する事項(5)」に記載の施工実績を証明する書類(コリンズの写し等)を添付すること。	
(2) 配置予定技術者に関する調書	下請負金額の総額が4,500万円以上となる場合は、電気工事の特定建設業許可を有するものとし、配置技術者は電気工事における監理技術者とする。	
<b>7 入札保証金 免除</b>		
<b>8 工事内訳書</b> 入札にあたっては、入札書に記載された金額の積算内訳を添付すること。		
<b>9 落札者の決定</b>		
(1)	本件は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。	
(2)	落札となるべき同価格の入札をしたものが2以上ある場合は、当該入札者の「電子くじ」によるくじ引きにより落札者を決定するものとする。	
<b>10 契約保証金 必要</b>		
<b>11 低入札価格調査について</b>		
(1)	低価格入札が行われた場合、落札者を保留して地方自治法施行令第167条の10又は第167条の13の規定により、調査の上、後日落札者を決定する。落札決定をしたときは、ファクシミリ等で通知する。	
(2)	低価格入札者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない。	
(3)	低価格入札者は、事後の事情聴取(調査)に協力すること。	
(4)	低価格入札者のうち、適正な履行確保の基準に規定する要件のすべてを満たさない者は、落札者とならない。	
(5)	低価格入札者が契約者となった場合には、瑕疵担保責任の存続期間について、工事目的物の引渡しを受けた日から4年以内に延長される。	
(6)	低価格入札者のうち三次市低入札価格調査制度事務取扱要領第7条第4項の調査を受けたものが落札者となった場合には、監理技術者とは別に同等程度の技術者を専任で1人現場に配置すること。	
(7)	工事内訳書については、次のとおりとする。 ア 工事区分、工種及び種別ごとに詳細が記載されていること。 イ 諸経費(共通仮設費率分、現場管理費及び一般管理費)について準備費、安全費、技術管理費、現場従業員及び現場労働者の法定福利費及び人件費の金額並びに算出根拠が記載されていること。 ウ 一般管理費以外の金額が、内訳書と相違していないこと。	

## 12 その他

競争入札参加申請書を提出したものは、本入札を辞退することはできない。  
ただし、本案件応札以前に行われた国、都道府県又は市町村(三次市を含む。)の入札において落札者となるなど、本案件において技術者の配置が不可能になった場合に限り、電子入札システム上において辞退することができる。辞退する場合には、電子システム上で辞退する前に理由書を作成し提出すること。